



2015年10月21日

各 位

会 社 名	J ト ラ ス ト 株 式 会 社
代表者の役職名	代表取締役社長 藤澤信義
(コード番号	8 5 0 8)
(上場取引所	東京証券取引所 市場第2部)
問い合わせ先	執行役員経理部長 常陸泰司
電 話 番 号	0 3 - 4 3 3 0 - 9 1 0 0

当社に関する報道について

2015年10月21日のブルームバーグの報道において、“Weston”が、当社及び当社のインドネシア子会社である PT Bank JTrust Indonesia Tbk. (以下、「Jトラスト銀行」といいます。) に対して1億1,575万米ドルの支払を求める訴訟をシンガポールの裁判所に提起した旨の報道(以下、「本報道」といいます。) がなされましたが、現時点において、シンガポールの裁判所より当社へ同裁判所に提出されたとされる請求が送達されていないため、当社としては、当該報道について特段の情報を有しているわけではありません。仮に送達等があった場合には、弁護士事務所等と協議のうえ、しかるべき対応を行うとともに、開示すべき事実が発生した場合には速やかに開示いたします。

なお、本報道にいう “Weston” が、Weston Capital Advisors, Inc. (以下、「WCAI社」といいます。) 及び/又は Weston International Asset Recovery Corporation, Inc. (以下、「WIARCI社」といいます。) を指す場合、2015年8月10日付「債務不存在確認訴訟の訴状提出に関するお知らせ」(以下、「8月開示」といいます。) にてお知らせいたしましたとおり、同社らは、当社及びJトラスト銀行に対して約1億1,000万米ドルの支払いを命じる判決をモーリシャスの最高裁判所において取得したとしているものの、当該モーリシャス判決が当社及びJトラスト銀行に影響を及ぼすものではないと考えております。一方、これも8月開示にてお知らせいたしましたとおり、当社は、WCAI社及びWIARCI社が当社に対して債権を有していないことを確認する訴訟の訴状を東京地方裁判所に提出しております(詳細については、8月開示をご参照ください)。

また、WIARCI社は、米国ニューヨーク南地区の連邦地方裁判所において、Jトラスト銀行に対して約8,000万米ドルの支払いを求める訴訟を提起しておりましたが、2015年7月22日付「当社インドネシア子会社による報道発表に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、同社は当該訴訟を取り下げております。

その後も米国においては、WCAI社を原告とする訴訟が継続しておりましたが、2015年9月11日付「当社インドネシア子会社による報道発表に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、米国ニューヨーク南地区の連邦地方裁判所は、Jトラスト銀行の申立てに基づき、WCAI社及び同社の関連法人(これにはWIARCI社を含みます。)並びに同社の代表者である John R. Liegey 氏の行為が一体として法廷侮辱に該当すると認めるとともに、WCAI社らに対し約380万米ドルの返還及び制裁金をJトラスト銀行に支払うよう命じる決定を行っております。

以 上